公示第２７号

入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年２月２１日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長　生内　伸明

１　調達内容
（１）調達件名
令和２年度就職支援セミナー実施委託業務
（２）調達件名の仕様等　雇用保険受給者に対する就職支援セミナーに関する仕様書（以下「仕様書」という。）による。
（３）履行場所　群馬労働局総務部長指定の場所
（４）履行期限　仕様書による。
（５）契約期間　令和２年４月１日から令和３年３月３１日

２　参加資格
（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
また、予決令第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
（ア）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（エ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（オ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
（２）労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第６条第１号及び第２号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうちに同条第１号及び第２号に該当する者がいないこと。）。
（３）　次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
イ　入札書類提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書類提出時までに是正を完了しているものを除く。）
ロ　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書類提出期限の直近２年間（（ホ）及び（ヘ）については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
（イ）厚生年金保険　（ロ）健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
（ハ）船員保険　（ニ）国民年金　（ホ）労働者災害補償保険　（ヘ）雇用保険
注）各保険料のうち（ホ）及び（ヘ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
ハ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条及び第 63 条に定める雇用安定事業及び能力開発事業に係る不正を行った者であり、入札書類提出時において、処分等の日から３年を経過しない者でないこと。
ニ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。（常用労働者数が 45.5 人未満事業主は、本要件は適用しない）。
ホ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
ヘ　入札書類提出時において、過去３年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断される者でないこと。
ト　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者であること（常時雇用する労働者数が３０１人未満の事業主については、本要件は適用しない）。
（４）入札に参加する時点で、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において関東甲信越地域で「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
（５）就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去３年以上有する者であること。
（６）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
（７）令和２年３月１２日（木）１２時００分までに、仕様書に定める書類を添えて入札参加申込を行うこと。また、開札後の群馬労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。
（８）就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。
（９）上記(8)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時１名以上派遣出来る体制があること。
(10)当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。
(11) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している者であること。

３　入札参加申込
（１）入札書類の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒371－8567　群馬県前橋市大手町２－３－１　前橋地方合同庁舎９階
群馬労働局総務部総務課会計第一係　金子　電話 027-896-4732
（２）入札説明会の日時場所
令和２年３月５日（木）１４：３０～　前橋市大渡町１－10－７　群馬県公社総合ビル９階
群馬労働局大渡町分庁舎　会議室
（３）入札参加申込み期限及び場所
入札参加を希望する者は、令和２年３月１２日（木）１２時００分までに「入札参加申込書」等を群馬労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

４　入札説明書の交付
日　　時　　令和２年２月２１日(金)～令和２年３月１１日(水)
場　　所　　群馬県前橋市大手町２－３－１　前橋地方合同庁舎９階
群馬労働局総務部総務課にて手交

５　開札
日　　時　　第１回入札　令和２年３月１８日(水)　　午前 10 時 00 分
第２回入札　令和２年３月１８日(水)　　午前 11 時 00 分
（第１回入札不調時に実施）
場　　所　　群馬県前橋市大手町２－３－１　群馬労働局９階　中会議室

６　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金　　免除
(3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告及び仕様書に定める書類、及び支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書等を指定する期限までに提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(4) 入札書の記載金額について
入札は、総価で行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後に額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うことになり、所要金額を上回る場合の契約金額との差額については落札者の負担とする。
(5) 入札の無効
本公告に示した参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書類、上記（４）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書類その他入札の条件に違反した者の提出した入札書類は無効とする。
(6) 契約書作成の要否　　要
(7) 落札者の決定方法
本公告に示した参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
(8) 手続きにおける交渉の有無　　無
(9) 入札参加者は仕様書等を熟読し、内容承認の上、参加すること。
(10)その他　　詳細は仕様書による。

７　公示期間
令和２年２月２１日（金）～令和２年３月１１日（水）